

児童養護施設職員における子どもの捉えに関する考察

－ フォーカスイントerviewによる検討 －

高橋千枝^{*}・田丸敏高^{*}・奥野隆一^{*}・神谷哲司^{**}
瀬尾麻実^{***}・田村 崇^{****}・内藤綾子^{*****}・内藤直人^{*****}

The Study of Staff's View about Children in Children's Homes

－ The Use of Focus Interview －

TAKAHASHI Chie, TAMARU Toshitaka, OKUNO Ryuichi, KAMIYA Tetsuji,
SEO Asami, TAMURA Takashi, NAITO Ayako, NAITO Naoto

キーワード：児童養護施設 児童の権利 フォーカスイントerview

KeyWords：Children's homes, the rights of the child, focusinterview

I. 問題と目的

これまでの研究では、児童養護施設入所児における、権利ノートの利用状況とその理解を明らかにしてきた（内藤・田村・瀬尾・田丸，2009）。また子どもたちが児童養護施設（以下施設）での生活をどのように捉え、またどのような要望を持っているのかについても明らかにした（高橋・内藤・田丸・奥野・神谷・瀬尾・田村・内藤，2009）。以上の研究では子ども達の視点から権利ノートや施設の生活について検討してきたが、本研究では内藤ら（2009）や高橋ら（2009）の研究結果を受けて、子どもたちと直接関わっている施設職員がどのような考えや意見を持っているのかを明らかにする。具体的には、施設で働く職員にインタビューをし、子ども達の権利ノートに対する理解と職員や施設の生活に対する認識について、職員の側からも検討し、内藤ら（2009）や高橋ら（2009）の研究結果の妥当性や調査内容等の改善について検討する。

今回の調査ではフォーカスイントerviewを用いた。フォーカスイントerviewとは、あるテーマについて、一定の条件下で選定された少人数のグループによってディスカッション形式で進行するインタビュー方法である。フォーカスイントerviewは参加者が少人数であり、また比較的同質の人々

* 鳥取大学地域学部地域教育学科

** 東北大学大学院教育学研究科

*** 鳥取大学大学院地域学研究科

**** 自立援助ホーム倉吉スマイル

***** 鳥取短期大学幼児教育保育学科

***** とっとり若者サポートステーション

の集まりでもある。そのため、リラックスした状態でディスカッションをする雰囲気を作りやすい。またインタビュアーはあらかじめテーマを設定し、そのテーマに沿って進行役を務めるが、フォーカスインタビューでは、インタビュアーのインタビュー中における介入が容易であり、話の展開に沿ってさらに深い内容の話し合いに展開させることもできる(井下, 1999: 千年・阿部, 2000)。

したがって本研究では「権利ノート」と「子どもたちの生活意識」という2つのテーマに基づき、参加者の自発的な意見を求め、様々な視点から施設での子どもたちの実際の姿を導き出し、施設における調査のあり方について検討する。

Ⅱ. 方法

1. 実施日時と場所

2009年3月3日(火) 15:00~17:30に鳥取大学地域学部棟424講義室において実施した。

2. 調査協力者

鳥取県児童養護施設協議会に、鳥取県内にある5か所の児童養護施設から中堅職員の派遣を依頼し、許可を得た上で、時期を決定した。インタビューに協力してもらった職員は6名(各施設1~2名, 児童指導員3名, 保育士3名)であった。また施設職員としての経験は4年~8年である。

3. インタビュー内容

インタビュアーは、『平成20年度 子どもたちが教えてくれたこと~鳥取県児童養護施設子どもインタビュー調査~』(2009)の項目に沿って、<権利ノート>および<施設の生活>について質問をした。インタビュー協力者には、インタビュアーの質問に対して自由な意見を報告してもらった。インタビューの内容はICレコーダー(OLYMPUS Voice Trek V-51)による録音とビデオカメラ(SONY HDR-XR100)による録画を用いて記録された。

4. 分析方法

インタビューは内容に沿って、<権利ノート>に関しては、①権利ノートの受け取り、②権利ノートの所有場所、③権利ノートの文面についての3つの枠組みから分析をおこなった。<施設の生活>に関しては、①職員の仕事、②職員への要望と実際、③子どもたちの意見表明の場、④意見表明の場面で異なる意見が出た場合の対応、⑤施設生活で変えてほしいこと、⑥好きなことができる1日についての6つの枠組みから分析をおこなった。またインタビュー中に上記の項目以外にさらに議論が展開された①権利ノートの使用方法についてと②大舎制と小舎制については<その他>として分析をおこなった。インタビュー内容の解析はインタビュー分析ソフトNVivo8を用いておこなった。

Ⅲ. 結果と考察

1. 権利ノートについて

(1) 権利ノートの受け取り

権利ノートについては、入所児童は全て受け取っているはずであるという意見で一致した。内藤ら(2009)において小学生でもらっていないと答えた子どもが28%いたことに関しては、もらってからすぐに職員に預けたため忘れていた可能性や、途中入所や一時保護からそのまま施設に入所してき

た子どもはもらっていない可能性が意見としてあがった。

(2) 権利ノートの所有場所

原則的には本人が所有しているが、年齢が小さいと職員が保管している場合もあるということから、「先生が持っている」と回答した子ども達はそのことが反映されていると考えられた。

(3) 権利ノートの文面

「施設とは何か」という質問に「わからない」と回答した小学生が多かった（内藤ら，2009）理由として、ほとんどの施設では“施設”という言葉を日常的に使用していないためということがあげられた。それぞれの施設では施設名称（例えば〇〇園等）を使用しているため、小学生は「わからない」という回答をしたのではないかということが考えられた。また児童相談所についても日常的には“児相”と省略形を使用することが多く、質問の仕方を変えると回答にも変化が見られるのではないかという意見もあげられた。さらに権利ノートについても“施設”の部分空欄の括弧などを使用すると、子どもたちによりわかりやすいノートになるのではないかという意見があげられた。

2. 職員観と生活意識について

(1) 子どもが捉えている職員の仕事について

小学生、中学生ともに「家事」という回答が多かった（高橋ら，2009）ことに関しては、子どもがいるときには家事をしていることが多く当然の結果であるという意見であった。また職員会議等は子どもがいない時に実施していることが多いので、子どもたちは捉えにくいのだろうと考えられた。一方「遊び」や「相談」という回答の割合が全て15%以下であった（高橋ら，2009）ことに関しては少ないと感じており、子どもたちは職員との「遊び」や「相談」を職員の仕事と捉えていないのではないかという意見があげられた。

(2) 職員への要望と実際

中学生の「話を聞いてほしい」「一緒にご飯を食べてほしい」という項目で、希望に対して実際の数値がかなり高い値（高橋ら，2009）であることに対して議論がされた。話しすぎているためという考察や実際に話してもらっているから希望していないためという考察がある中で、やはり中学生に対しては話しかけるタイミングや働きかけの内容についてとても慎重に対応していることがわかった。言葉では構わないでほしいと思っても、本当は構ってほしいと思ったり、またその逆であったりということを実際の生活の中で職員は経験していた。また職員は子どもたちとのかわりは十分ではないと考えており、高橋ら（2009）の結果から改めて子ども理解や対応の難しさおよび重要性について考えなければならないということが議論された。

(3) 子どもの意見を言う場について

ここでは意見表明の場としてクリスマス会を中心に議論がなされた。高橋ら（2009）によると、クリスマス会の内容は誰が決めるかという問いに対して、小学生は「大人が決める」中学生は「大人と子どもが相談して決める」と考えていることが明らかとなっている。クリスマス会はほとんどの施設が子どもと職員とで考えるが、子どもたちが無理なことを言ったり、あまり自主的ではなかったりすると、職員が方向づけをすることもあるため、子どもたちは大人が決めると思うのではないかと考えられた。また行事によってはほぼ大人が決める行事もあるという意見もあげられた。これらのことから、子どもだけで決めると考える割合は低くなると考えられた。

(4) 意見表明の場面で異なる意見が出されたらどうするか

異なった意見が出た場合「意見を言わない」という回答が、小学生、中学生ともに多かった（高

橋ら, 2009) ことに関して, 異年齢で意見を出し合う場合は, 年長者の意見が優先されることが多く, 年少者は意見を言いにくいであろうということがどの施設においても考えられた。そのため必要に応じては, 同学年だけで議論をする場を設けている施設もあった。施設では幼児から高校生までが生活しているため, 異なる意見に対して反論することは難しいことが意見としてあげられた。

(5) 施設生活で変えてほしいこと

「施設運営に対する要望」(施設のルールや設備等に関する要望)が多かった(高橋ら, 2009) ことに関しては, 日常生活に照らし合わせてみても妥当であることが明らかとなった。とりわけゲームの時間については日常的に“長くしてほしい”という意見が出ているようである。また施設内のルールの変更について議論がなされたが, 小舎制ではルールを各ユニットで子どもたちが中心となって調整することが可能であるのに対して, 大舎制では子どもたち主体でルールの変更をすることは困難であることが議論された。

また「(要望)なし」という回答が見られた(高橋ら, 2009)に対しても多くの意見が出された。本当に変えてほしいことがないためと考えられる一方で, 言っても変わらないというような諦めの「なし」も可能性としては考えられ, だからこそ要望についての聞き方や「(要望)なし」という回答が多かったことに関しては, 職員が受け止めて, 改めて考える必要があるということが議論された。

(6) 好きなことができる1日について

「出かける・外出して遊ぶ」という回答が小学生, 中高生ともに多かった(高橋ら, 2009) ことに関して, 日常の中でもショッピングセンターに行きたいということはよく言っているという意見が見られた。また上記の結果のように, 子ども達は普段していることやすぐに実現可能なことを回答しているということが明らかとなり, 空想や非現実的な内容が回答にないという特徴について議論された。また少数ではあったが「家族に会う」という回答については, 叶えることが困難な希望として, とても重い問題として職員は受け止めていた。

3. その他

(1) 権利ノートの使用方法について

権利ノートの使用については子どもたちへの十分な説明が必要であることが議論された。権利ノートに添付している葉書の“何を書いて送っても良い”ということに対して, 施設に対する一時的な否定的感情を記述する, または年齢が高くなると職員との日常的な交渉時, とりわけ交渉が決裂した場合に権利ノートを用いようとするといったことが起こることもあり, 職員が十分に理解すると同時に子どもたちへの説明の方法についても配慮を必要とすることが考えられた。

(2) 大舎制と小舎制について

「職員への要望と実際」および「施設生活で変えてほしいこと」についてのインタビューの中では, 大舎制と小舎制の違いについても検討された。

まず大舎制のメリットとして, 担当以外の職員とも接する機会が多いため, 担当だからこそ話せないでいた子どもが, 他の職員に話すことによって, 担当の職員とも話題(問題・課題等)を共有できるということがあげられた。デメリットとしては子どもの話を聞こうとした際, 意識して時間を設けないとなかなか話す機会がないということがあげられた。また逆に改まった形で話をすると, なかなか本音を言わないような内容(進路等)については, もっと日常的な会話の中で話題を展開させたいと思うが, その機会を作ることも大舎制では難しいという意見があげられた。また食事な

ども大勢で一斉に食事をするため、落ち着いた家庭的な雰囲気がなかなか作ることができないといったこともデメリットとしてあげられた。

一方小舎制のメリットとしては、少人数の中に多くの年齢層の子どもたちがいることから、互いを参照することで子どもたちの意識も当事者（進路決定等）になる前段階から高まるということがあげられた。また常に担当の子どもたちが身近にいるということから、職員から働きかけるだけでなく、子どもたちからの発信を待つというようなやりとりのタイミングの調整も比較的できるのではないかという意見があげられた。デメリットとしては、多くの年齢層の子どもたちが一つの家にいることによって年長者が年少者に対して遠慮をしてしまうこと、その点では話をする機会などは大舎制と同様に改めて作る必要もあることなどがあげられた。

IV. まとめ

フォーカスインタビューの結果から、内藤ら（2009）の調査結果である、権利ノートの受け取り状況（もらっているはずであるのに「わからない」という子どもが多かったこと）や権利ノートの保管状況（基本的には本人が所持するが、職員が持っている場合もあること）は、日常の子どもたちの状況をほぼ正確に示しているといえる。一方で、「施設」や「児童相談所」といった、特に小学生には難しいと思われる用語を用いた質問を改善することで、さらに子どもたちの実態をより正確に捉えられると考えられる項目もあるため今後の課題としたい。同時に、小学生へのインタビュー内容は、小学生版の権利ノートに掲載されている用語をそのまま使用しているため、小学生の権利ノートに対する理解が十分でないことが示唆される。

また子どもたちが職員の主な仕事を「家事」と捉えていたことに関しては、昼間に学校へ行き朝晩に職員と関わるという子どもたちの生活サイクルを考えると納得のいく回答であることもわかった。一方で、「話を聞いてほしい」という職員への要望と「話を聞いてくれる」という職員の実際の差、とりわけ中高生の子どものたちにおいて要望よりも実際の割合が高いことに対して、中高生といういわゆる思春期をむかえる子どもたちへの配慮を考慮した上での質問および回答手法をさらに検討する必要性や、言外に含まれている中高生ならではの思いを抽出できるような調査が必要であることも考えられた。さらには子どもたちが施設内のルール変更を要望していることや、意思表示の機会・方法についても高橋ら（2009）の結果と実態がほぼ一致していると考えられた。

さらに、今回のフォーカスインタビューを通して、権利ノートの理解や職員観に関する子ども達への調査結果（内藤ら，2009；高橋ら，2009）には直接示されていない大舎制と小舎制の議論にまで及んだ。これはまさにフォーカスインタビューを用いたため、より深い議論が展開されたと言ってもよいのではないだろうか。同じ思いを共有する少人数のグループ、すなわち他の施設の職員間で議論できるため、施設で生活する子ども像や日常の業務の中で抱えている問題意識を共有することができ、同質のバックグラウンドを持った上で、さらに発展した議論が可能になったといえる。

最後に、本研究のフォーカスインタビューは約2時間30分という長時間の白熱したディスカッションとなった。長時間のインタビューの中では、権利ノートについて子どもたちの回答に対する議論だけではなく、権利ノートに対する職員の捉えに対しても議論が発展した。すなわち、権利ノートをただ持っているというのではなく、子どもと一緒に権利ノートを読み直してみたいという意見や、職員全体で今一度権利ノートの理解と使用について考えてみたいという意見があげられていた。職員が権利ノートについてより深く理解していないと、また職員の意識をもう少し高く持たなければ、普段子どもたちに説明をすることができないということも議論された。さらに今後権利ノート

の改訂が検討されるような時は施設の職員全員が参加して権利ノートについて考えていきたいという意見もみられた。フォーカスインタビューをすることにより、単なるディスカッションだけでは留まらず、職員の権利ノートに対する意識を高めたこともフォーカスインタビューならではの結果であり、インタビューが長時間にわたって白熱した理由といえるだろう。

以上のことから本研究にフォーカスインタビューを使用したことで、権利ノートに関する調査結果(内藤ら, 2009)と児童養護施設入所児の職員観や生活意識に関する調査結果(高橋ら, 2009)の妥当性が証明された。同時にインタビューを通して、施設で働く職員の、子どもたちの様子を正確に捉え、個々の状況に配慮しながら慎重に働きかけを行おうとしている思いが強く伝わってきた。また施設職員の日常抱えている意見や考えについても引き出すことができたと考えられる。したがって本研究にフォーカスインタビューを用いたのは有効であったといえる。

文 献

- 井下理監修 1999 グループインタビューの技法 慶応大学出版会
- 千年よしみ・阿部彩 2009 フォーカス・グループ・ディスカッションの手法と課題：ケーススタディを通じて人間問題研究
- 高橋千枝・内藤直人・田丸敏高・奥野隆一・神谷哲司・瀬尾麻実・田村崇・内藤綾子 2009 児童養護施設入所児の職員観と生活意識 地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)第6巻第2号
- 田丸敏高他鳥取養育研究会(児童福祉研究会)共著 2009 平成20年度子どもたちが教えてくれたこと～鳥取県児童養護施設子どもインタビュー調査～鳥取養育研究会(児童福祉研究会)編
- 内藤綾子・田村崇・瀬尾麻実・田丸敏高 2009 児童養護施設児における「子どもの権利ノート」の理解 地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)第6巻第1号
- 子どもの権利ノート(幼児版・小学生版・中高生版) 2008 鳥取県

付 記

本研究は、平成20年度科学研究費助成金による基盤研究(C)「児童養護施設児の生活と発達に応じた「子どもの権利」教育用教材・指導評価法の開発」(代表田丸敏高：科研番号20530731)におけるインタビュー調査(一部)をもとにまとめられたものです。調査に関わってくださった水野壮一氏、河本円佳氏、神保舞子氏、谷本彩子氏、平井景子氏に御礼申し上げます。

調査にあたっては、児童養護施設の子どもの達をはじめ、施設長ならびに職員のみなさまにご尽力いただきました。ここに感謝申し上げます。またインタビューは鳥取県児童養護施設協議会調査研究委員会処遇研究部会(平田智康氏・野田慎二氏・山本隆史氏・山口敏士氏・船越智之氏)にご協力いただきました。記して感謝いたします。

(2009年10月7日受付, 2009年10月20日受理)